

総務 税源移譲に伴う税制改正により、条例を改正

議案第一号
市税賦課徴収条例の
一部改正

（提案理由） 地方税法等の改正に伴い、個人市民税の所得割の税率等及び固定資産税の非課税の範囲を改正しようとするもの。

■委員 個人住民税の所得割の税率がフラット化されるが、増税にならないような措置がとられているのか。

□当局 税源移譲に伴う、今回の税制改正では、所得税と住民税を合計した税率が現行の税率と変わらないように設定されている。さらに、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するために、減額措置を講ずる調整控除が創設された。また今回の改正により、住宅借入金等特別控除額が減少する場合には、翌年度の個人住民税でその影響額の減税措置を講ずる住宅借入金等特別税額控除が創設されることから、税負担が極力変動しないように配慮されている。

■委員 生命保険料控除や寄付金控除などには、所得税と個人住民税との控除額

の差に基づく措置がとられていないようであるが、若干の増税となるのか。

□当局 生命保険料控除、寄付金控除は、調整控除の対象にはならないため、若干の増税となる。

■委員 基本健診料など個人住民税の課税額によって決定されるものがあるが、個人住民税が上がることで、どの程度負担がふえるものがあるのか。

□当局 十八から十九の制度が該当すると思うが、来年四月からの施行となるため、今後、検討していきたい。

■委員 税源移譲で、どの程度の額が入ってくるのか。

□当局 当初予算で、所得税と住民税との調整控除が九億六〇〇万円を見込んでいます。

■委員 個人住民税における定率減税が平成十八年度には二分の一、平成十九年度には全廃となるが、どの程度の影響があるのか。

□当局 平成十九年度で廃止となる定率減税の影響額については、対前年度比で三億円程度の増収になると見込んでいる。

◆本会議・賛成多数で可決

コミュニティ会館と図書館を一体で管理 環境経済

議案第二号
コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例の一部改正

（提案理由） 南コミュニティ会館、北コミュニティ会館、関宿コミュニティ会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定する手続きとして必要な事項を定めるよう関係条文を改正しようとするもの。

■委員 コミュニティ会館は、これまで地元の方が管理してきたが、図書館と一体で管理することにより、地元の方が指定管理者として名乗りをあげられないのではないのか。

□当局 コミュニティ会館については、平成十七年三月に指定管理者を区分したときには効率的な運営がされておりましたが、指定管理者制度を導入しないこととしたが、その後、施設の使用許可に若干の問題があったため、住民サービス向上の観点から、図書館との一体管理による指定管理者制度の導入を検討した。また、地元の運営協議会には、指定管理者にコミュニティ会館

の管理を任せることを事前に相談し、了承を得ている。

■委員 コミュニティ会館の運営を地元の運営協議会に任せると、指定管理者により一体で管理する場合とでは、どちらの費用が安くなるのか。

□当局 地元の運営協議会でも、臨時職員を雇用して対応していたので、費用面では大きな差はないが、会館の使用許可がすぐに発行できるなど、住民サービスの向上が見込まれる。

■委員 平成十八年四月から指定管理者制度を導入した施設の管理面での問題点と経費削減の効果は。

□当局 管理面での問題は生じていない。また、費用面では、特に変りはないものの、友引の日に斎場が開場できるようになった。

■委員 どのような方法で指定管理者を公募するのか。

□当局 南北のコミュニティ会館及び図書館を一括して、一つの指定管理者に指定することを要件に、市ホームページや市報等を通して全国公募を行う。

◆本会議・賛成多数で可決

尾崎保育所に指定管理者を指定 文教福祉

議案第三号
市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正

（提案理由） 市立尾崎保育所の管理を指定管理者に行わせようとするもの。

■委員選定委員会に保育福祉に見識のある専門委員を入れることはできないか。

□当局 選定委員会で専門的な見識が必要と判断された場合には、外部の者の意見を聞くことができる。

■委員 応募者による選定委員会でのプレゼンテーションは公開されているのか。

□当局 情報公開条例に基づき、法人の不開示情報の部分が含まれる可能性が高いため、現在のところ非公開としている。近隣市でも非公開が多い中で、市川市では傍聴できると伺っている。今後、検討したい。

■委員 選定基準や評価項目の作成に当たり、保護者の意見が十分に反映されているのか。

□当局 選定基準については、保護者代表が三名入っている選定委員会の中で審議するため、当然保護者の

意見は反映される。さらに、保護者に対し、今の選定基準の是非とそれに追加すべき項目のアンケートを事前に三つの保育所で実施しており、その結果も選定委員会へ報告することになっている。

■委員 引き継ぎ期間はどのくらいなのか。

□当局 引き継ぎ期間は、選定委員会で決定する。

■委員 指定管理者制度の導入により、どの程度の経費削減が見込まれるのか。

□当局 あたご、南部保育所の業務委託の例で、三五〇万円から四〇〇〇万円の経費削減を見込んでいる。

■委員 指定管理者制度を導入した大きな理由は。

□当局 これまで、あたご、南部保育所は、指定管理者制度と同様の業務委託をし、市職員では対応できない多様な保育を実施してきた。今後、尾崎保育所や他の公立保育所でも条件が整い次第、指定管理者制度を導入することで削減された経費を待機児童対策等の子育て支援事業や新たなニーズに対して活用していきたい。

◆本会議・賛成多数で可決

建設 関宿総合公園の指定管理者を指定

議案第七号
都市公園設置及び管理に関する条例の一部改正

（提案理由） 野田市関宿総合公園の管理を指定管理者に行わせるとともに、関係規定を整備しようとするもの。

■委員 野田市総合公園と同じ指定管理者を考えているのか。

□当局 野田市総合公園とは別の指定管理者を考えている。野田市総合公園は開発協会に随意指定をしたが、野田市関宿総合公園は公募を行う予定である。

■委員 公募により選定することで、株式会社やスポーツクラブなどの営利会社を選定されることもあるのか。

□当局 応募があれば、営利会社が選定されることもあり得る。

■委員 選定委員会はすべて市の職員ということだが、第三者として外部委員を入れる必要はないのか。

□当局 選定委員会は、それぞれ専門的な立場の経験ある職員で構成されている。

選定委員会の構成については、これで十分だと考えているものの、指定管理者候補者選定委員会要領の中で、必要に応じて関係者から専門的な知見を聞くことができるとしている。

■委員 地方自治法第二四四条において、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならない、あるいは不当な差別的な取り扱いをしてはならないと規定されているが、その規定は厳格に守られるのか。

□当局 平等利用については、指定管理者の選定基準にも規定しており、適格条件となっている。また、平等性を疑うようなところがあれば、失格となることから、地方自治法に定められている規定は厳格に守られていると考えている。

■委員 市は、指定管理者の管理体制をどのようにチェックしていくのか。

□当局 年間の業務報告書の提出を条例で義務付けているとともに、随時チェックを行っていく。

◆本会議・賛成多数で可決